

資 料

試訳 「ベルギー憲法」

武 居 一 正*

はじめに

以下に掲げるのは、ベルギーの第6次国家改革（2012-14年）^{*1}に伴う憲法改正（2012年7月19日および2014年1月6日、M.B., 22 août 2012 et 31 janvier 2014）の翻訳である。

前回の翻訳^{*2}から今回までの間に行われたものを含め、具体的には2005年2月以降現在までに改正されたすべてを訳出するものである。

以下では、原則として改正された部分のみ訳出しており、新たな部分は括弧で示している。

ベルギー憲法

第1編 ベルギー連邦、その構成および領土

第5条（州）

Ⅱ項 …削除

第1編の2 ベルギー連邦、共同体および地域圏の一般政策の目標

*福岡大学法学部教授

第7条の2（連邦、共同体、地域圏の政策目標）

「それぞれの権能の行使において、連邦国、共同体および地域圏は、世代間の連帯を考慮しつつ、社会的、経済的および環境的領域で、永続する発展の目標を追求するものとする。」

第2編 ベルギー国民およびその権利

第11条の2（両性の平等な公務就任）

3 法律、デクレおよび第134条の規定は、州議会、市町村長並びに助役会議、社会扶助会議、社会扶助公共センター常設事務所の常任構成員および州間、「超市町村」、市町村間または市町村内のその他全ての地方機関執行部内に、異なる性の者の存在を確保するものとする。

4 前項の規定は、法律、デクレまたは第134条の規定が、州議会常任議員、助役、社会扶助会議委員、社会扶助公共センター常設事務所委員または州間、「超市町村」、市町村間または市町村内のその他全ての地方機関執行部員の直接選挙を組織しているときには、適用されない。

第14条の2（死刑廃止）

「死刑は、廃止される。」

第22条の2（子供の辱めを受けない権利）

「2 どの子供も、自らに係わる全ての問題について意見を表明する権利を有する。その意見は、子供の年齢と判断能力に応じて考慮されるものとする。」

- 3 どの子供も、その成長を助ける措置および役務を受ける権利を有する。
- 4 全ての決定において、子供の利益が最大限考慮されるものとする。」
- 5 法律、デクレおよび第134条の規定は、「これらの子供の権利」の保障

を確保するものとする。

第23条 (人間の尊厳、社会権)

「六 家族手当に対する権利」

第3編 権力

第39条の2 (地域圏における住民投票)

「1 財政若しくは予算に関する事項または投票の3分の2の多数で規律される事項を除き、地域圏機関に排他的に割り当てられた事項について当該地域圏において住民投票にかけることができる。

2 第134条の規定をもって、住民投票の態様と組織について定める。同規定は、当該地域圏議会議員の過半数が出席し、かつ投票の3分の2の多数によらなければ可決されることができない。第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、ブリュッセル首都地域圏議会に関する追加多数の条件を定める。」

第39条の3 (下院、共同体・地域圏議会選挙に関する規定の審署・発行日)

「下院または共同体若しくは地域圏議会の選挙について定める法律、デクレまたは第134条の規定は、立法期終了日前1年以内に審署され、審署後早くとも1年後に発効する。

経過規定

本条は、官報への登載後、最初の欧州議会選挙の日に発行する。」

第41条 (市町村または超市町村自治体、州の利益、市町村内地区機関、住民投票)

1 専ら市町村または州の利益は、憲法に定められた原則に従い、市町村

または州議会により規律される。「ただし、第4条最終項に定められた多数で可決される法律の執行のために、第134条の規定をもって州の制度を廃止することができる。この場合に、第134条の規定をもって超市町村自治体に置換することができる。その議会は、憲法に定められた原則に従い、専ら市町村を越える利益について規律する。第134条の規定は、関係議会の議員の過半数が出席し、かつ投票の3分の2の多数で可決されなければならない。」

2 「第134条の規定をもって、」市町村の利益に関する事項を規律することのできる市町村内地区機関の権能および運営原則、選挙方法を定める。

5 「市町村、超市町村または州」の利益事項は、関係市町村、超市町村または州において住民投票にかけることができる。

6 第134条の規定をもって、住民投票の態様および組織を定める。」

第1章 連邦議会

第43条（言語グループ）

「§ 1 憲法に定められた場合のために、下院の選出された議員は、法律に定められた方法により、フランス言語グループとオランダ言語グループに分割される。

§ 2 憲法に定められた場合のために、上院議員は、ドイツ語共同体議会により指名された上院議員を除き、フランス言語グループとオランダ言語グループに分割される。

第67条 § 1 二号から四号および七号所定の上院議員は、上院のフランス言語グループを構成する。第67条 § 1 一号および六号所定の上院議員は、上院のオランダ言語グループを構成する。

経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。

この日まで、以下の規定が適用される。

§ 1 憲法に定められた場合のために、各議院の選出された議員は、法律に定められた方法により、フランス言語グループとオランダ言語グループに分割される。

§ 2 第67条 § 1 二号、四号および七号所定の上院議員は、上院のフランス言語グループを構成する。第67条 § 1 一号、三号および六号の上院議員は、上院のオランダ言語グループを構成する。」

第44条 (常会および臨時会)

2 両議院は、毎年少なくとも40日間開会されなければならない。「上院は、非常設の機関とする。」

「経過規定

第2項後段は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。」

第46条 (解散)

「4 解散詔書には、40日以内の選挙人の招集および2ヶ月以内の下院の招集が記載される。

5 第195条による両議院の解散の場合、両議院は3ヶ月以内に招集される。

6 解散の場合、新たな連邦立法期は、解散後に最初に行われる欧州議会選挙の日を超えることができない。

経過規定

第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、2014年の欧州議会選挙後、第6項の発効日を定める。この日は、第65条3項および第118条 § 2、4項の発効日と同一とする。

第4項および第5項は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定が第4項および第5項に代わって適用され

る。

下院の解散は、上院の解散を伴う。

解散詔書には、40日以内の選挙人の招集および2ヶ月以内の両議院の招集が記載される。

2014年の共同体および地域圏議会総選挙と同じ日に連邦議会選挙を行うための下院の解散は、上院の解散を伴う。下院の選挙人は40日以内に招集される。両議院は3ヶ月以内に招集される。」

第56条（国政調査権）

「1 下院は国政調査権を有する。

2 上院は、15名の議員、下院、共同体若しくは地域圏議会または国王の請求により、各言語グループの少なくとも3分の1が採決に加わり、投票の過半数で、調査報告書の対象であり、共同体または地域圏の権能にも影響を及ぼしうる、問題について決定することができる。調査報告書は、各言語グループの少なくとも3分の1が採決に加わり、投票の過半数で、承認される。

経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで以下の規定が適用される。

各議院は国政調査権を有する。」

第57条（議院に対する請願）

1 請願者が自ら議院に請願することは禁止される。

「2 下院は、受理した請願を大臣に回付する権利を有する。大臣は、下院が要求する度に、その内容について説明する義務を負う。

経過規定

第2項は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この

日まで、以下の規定が第2項に代わって適用される。

各議院は、受理した請願を大臣に回付する権利を有する。大臣は、議院が要求する度に、その内容について説明する義務を負う。」

第一節 下院

第63条（議員定数、議席の配分方法）… § 4 に但し書き追加

「ただし、旧ブラバン州のオランダ語系およびフランス語系住民の正当な利益を保障するために、特別の方法が法律をもって定められる。

この特別の方法を定める規定の改正は、第4条最終項に定められた多数で可決される法律によらなければ、これを行うことができない。」

第64条（被選挙権）

「三 満18歳以上であること」

「経過規定

第1項三号は、共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、第64条第1項、一号、二号および四号に加えて、満21歳以上でなければならない。」

第65条（任期、欧州議会選挙との同日選）

「1 下院議員は5年の任期で選出される。

2 下院は5年毎に改選される。

3 下院選挙は欧州議会選挙と同日に行われる。

経過規定

第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、2014年の欧州議会選挙後、第3項の発効日を定める。この日は、第46条6項および第118条 § 2 第4項の発効日と同一とする。

いずれにせよ、連邦議会選挙は、本条の官報への登載後、最初の欧州議会選挙と同日に行われる。」

第二節 上院

第67条（上院の構成）

「§ 1 上院は、以下の60名の議員から成る。

一 フラマン議会により、その中からまたはブリュッセル首都地域圏議会オランダ言語グループの中から、選ばれる29名の上院議員

二 フランス語共同体議会により、その中から指名される10名の上院議員

三 ワロン地域圏議会により、その中から指名される8名の上院議員

四 ブリュッセル首都地域圏議会フランス言語グループにより、その中から指名される2名の上院議員

五 ドイツ語共同体議会により、その中から指名される1名の上院議員

六 一号の上院議員により指名される6名の上院議員

七 二号および四号の上院議員により指名される4名の上院議員

§ 2 1 § 1一号の上院議員の内少なくとも1名は、その選挙日に、ブリュッセル首都に言語地域に居住しているものとする。

2 § 1二号の上院議員の内3名は、ブリュッセル首都地域圏議会フランス言語グループの構成員であるものとする。§ 1二号の例外として、この3名の上院議員の内1名は、フランス語共同体議会の構成員であってはならないものとする。

§ 3 上院には、同一種類の上院議員が3分の2以上いてはならない。

§ 4 第68条§ 2に定められた名簿が、§ 1一号または§ 1二号、三号若しくは四号の上院議員により代表されないとき、§ 1六号または§ 1七号の上院議員の指名は、上記名簿から選出された下院議員によりなされることができる。

経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定〔旧第67条〕が適用される。以下略。〕

第68条（上院議員の選出方法）

「§ 1 1 第67条§ 1一号所定の上院の議席は、法律により定められた態様に従い、かつ法律の決定する比例代表制により、フラマン議会選挙の異なる選挙区で獲得された名簿の得票総数に基づき、名簿間で配分される。

2 第1項に基づき得票数が合算される名簿は、フラマン議会選挙で少なくとも1議席を得ていなければ、第67条§ 1一号所定の上院の議席配分に加わることはできない。

3 第67条§ 1二号から四号所定の上院議員の議席は、法律により定められた態様に従い、かつ法律の決定する比例代表制により、ワロン地域圏議会選挙の異なる選挙区で獲得された名簿の得票数およびブリュッセル首都地域圏議会選挙で獲得されたフランス語言語グループの名簿の得票数の合算に基づき、名簿間で配分される。

4 第3項に基づき得票数が合算される名簿は、フランス語共同体議会、ワロン議会、ブリュッセル首都地域圏議会フランス語言語グループのそれぞれで少なくとも1議席を得ていなければ、第67条§ 1二号から四号所定の上院議員の議席の配分に加わることはできない。

5 法律をもって第67条§ 1一号から四号の上院議員の指名について定める。ただし、第4条最終項に定められた多数で可決される法律により指定され、共同体議会が各々自らについて定めるデクレにより規律される態様を除く。このデクレは、当該議会の議員の過半数が出席し、投票の3分の2の多数で可決されなければならない。

6 第67条§ 1五号の上院議員は、ドイツ語共同体議会により投票の過半

数で指名される。

§ 2 1 第67条 § 1 六号および七号の上院の議席は、法律により定められた態様に従い、かつ法律の決定する比例代表制により、下院選挙で獲得された名簿の得票総数に基づき名簿間で配分される。この方法は第63条 § 2 で用いられるそれと同一である。第 4 条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、上院のオランダ言語グループおよびフランス言語グループそれぞれについて第67条 § 1 六号および七号の上院議員の議席配分につき、得票が考慮される選挙区を決定する。

2 1つの名簿は、1つの言語グループのみでの議席配分について考慮に入れられる。

3 法律をもって第67条 § 1 六号および七号の上院議員の指名について定める。

経過規定

本条は、第 2 節第 1 項最終段を除き、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定〔旧第68条〕が適用される。以下略。〕

第69条（被選挙権）

「三 満18歳以上であること」

「経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定〔旧第69条〕が適用される。〕

第70条（任期）

「1 第67条 § 1 一号から五号までの上院議員の任期は、上院での宣誓日に始まり、指名した議会の総選挙後の最初の会期開始日に終了する。

2 第67条 § 1 六号および七号の上院議員の任期は、上院での宣誓日に始まり、総選挙後の下院の最初の会期開始日に終了する。

経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定が適用される。

第67条 § 1 一号および二号の上院議員は、4年の任期で選出される。第67条 § 1 六号および七号の上院議員は、4年の任期で選出される。

いずれにせよ、上院は、2014年の共同体および地域圏選挙の際に、総改選される。」

第71条 (待遇)

1 上院議員は報酬を受けない。

2 ただし、上院議員は必要経費の弁済を受ける権利を有する。「後段削除」

「3 第67条 § 1 一号から四号までの上院議員の費用弁済は、指名した共同体または地域圏議会により決定される。費用弁済は当該議会の負担とする。

4 第67条 § 1 五号の上院議員の費用弁済は、第67条 § 1 三号の上院議員のそれと同額とし、ドイツ語共同体議会の負担とする。

5 第67条 § 1 六号および七号の上院議員の費用弁済は、上院経費から支出する。」

6 国境内において、上院議員は公権力により経営されまたは認可された全ての交通手段で自由に通行する権利を有する。

「経過規定

本条第3項から第5項までの規定は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。

この日まで、上院議員は年4,000フランの費用弁済を受ける。」

第72条（当然の上院議員）…削除

第2章 連邦立法権

第74条（下院の排他的権限）

「第36条の例外として、連邦立法権は、第77条および第78条に定められた事項以外について、国王および下院により共同して行使される。

経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定が適用される。

第36条の例外として、連邦立法権は、以下の事項について国王および下院により共同して行使される。

- 一 帰化の許可
- 二 国王の大臣の民事および刑事責任に関する法律
- 三 国の予算および決算。ただし、第174条第1項後段を除く。
- 四 軍の徴兵数の決定」

第75条（議案発議権）

「1 議案発議権は、連邦立法権の各部門が有する。ただし、上院の発議権は、第77条に定められた事項に限定される。

2 第78条に定められた事項について、国王の発議で両議院に提出される法案は、下院に付託され、次いで上院へ送付される。

経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定〔旧第75条〕が適用される。以下略。〕

第76条（法案の議決方法、修正・分割権）

1 法案は、条文中に投票された後でなければ、一つの議院により可決されることができない。

2 両議院は、条文および提出された修正案を修正し、分割する権利を有する。

「3 下院規則をもって第二読会の手続きを定める。

経過規定

第1項は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。」

第77条 (上下両院の対等な権限)

「1 下院および上院は、以下の事項において対等な権限を有する。

- 一 憲法改正宣言および憲法改正並びに調整
- 二 憲法に基づき両議院により規律されなければならない事項
- 三 第4条最終項に定められた多数で可決される法律
- 四 ドイツ語共同体の制度に関する法律および財政
- 五 政党の財政および選挙費用の統制に関する法律
- 六 上院の組織および上院議長の身分に関する法律

2 第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、下院および上院が対等に権限を有するその他の事項を指定することができる。

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定〔旧第77条〕が適用される。以下略。〕

第78条 (法案の審議手続き)

「§ 1 1 第77条を留保して、下院で可決された法案は、以下の事項について上院に送付される。

一 第4条最終項に定められた多数で可決された法律の執行のために定められる法律

二 第5条、第39条、第115条、第117条、第118条、第121条、第123条、第127条から第129条、第131条、第135条から第137条、第141条から第143条、第163条、第165条、第166条、第167条 § 1 第3項、第169条、第170条 § 2 第2項、§ 3 第2項、第3項、§ 4 第2項、第175条から第177条に予定された法律、ならびに自動投票を組織する法律を除き、上記の法律および条文の執行のために定められた法律

三 国際的または超国家的義務の遵守を保証するために第169条に従い可決された法律

四 コンセイユ・デタおよび連邦行政裁判所に関する法律

2 第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、上院が本条所定の手続きに従い審議することのできるその他の事項を指定することができる。

§ 2 1 各言語グループの少なくとも3分の1を含む上院議員の過半数の請求により、上院は法案を審議する。この請求は、法案の受領から15日以内になされるものとする。

2 上院は、30日を超えない期間内に、以下のことをなし得る。

一 法案修正の余地がないと決定すること

二 修正後、法案を可決すること

3 上院が期間内に決定をしなかったとき、または法案を修正しないとの議決を下院に通知したとき、法案は下院により国王に送付される。

4 法案が修正されたとき、上院は議案を下院に回付する。下院は、修正された法案を可決することにより、または更に修正を加えることにより、最終的に可決する。

経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定〔旧第78条〕が適用される。以下略。〕

第79条（審議手続き）…削除

第80条（緊急手続き）…削除

第81条（上院議員発議の審議手続き）…削除

第82条（両院協議会）

1 下院および上院の同数の委員から成る両院協議会は、両院間に生じた権能抵触を解決し、「第78条に定められた審議期間を」合意により、いつでも延長することができる。

2 協議会の二つの構成要素において多数を得られないとき、協議会は委員の3分の2の多数で決定を下す。

3 法律をもって、協議会の構成および運営ならびに「第78条に定められた」期間の計算方法を定める。

「経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定〔旧第82条〕が適用される。以下略。〕

第3章 国王および連邦政府

第2節 連邦政府

第100条（大臣の議員出席・発言権）

1 大臣は、いずれの議院にも出席し、望む時にはいつでも発言することができる。

2 下院は大臣の出席を要求することができる。「上院は第77条または第78条の事項に関して大臣の出席を要求することができる。」その他の事項について、上院は出席を要請できるものとする。

「経過規定

第2項後段は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、第1項前段および後段、第2項最終段の他に、以下の規定が適用される。

上院は、第77条の法案若しくは第78条の法案の審議または第56条の調査権行使のために大臣の出席を要求することができる。」

第4章 共同体および地域圏

第1節 機関

§ 1 共同体および地域圏議会

第117条（任期、選挙日程）

1 共同体および地域圏議会の議員は、5年の任期で選挙される。共同体および地域圏議会は、5年毎に総改選される。

「2 共同体および地域圏議会の選挙は同日に行われ、欧州議会選挙日と一致するものとする。

3 第118条§ 2第4項の法律の執行において、デクレまたは第118条§ 2第4項に従い定められた第134条の規定をもって、第1項および第2項の例外を設けることができる。」

第118条（議会の構成および運営、建設的自律）

§ 1 法律をもって、第116条§ 2の選挙ならびに共同体および地域圏議会の構成および運営を規律する。ドイツ語共同体議会に関する場合を除き、この法律は第4条最終項に定められた多数で可決される。

§ 2 1 第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、ブリュッセル首都地域圏議会、フランス語共同体議会、ワロン地域圏議会、フラマン語共同体議会の選挙、構成および運営に関する事項を指定する。この

事項は、共同体および地域圏議会により、それぞれ自らに関して、場合に応じて、第134条の規定により規律される。このデクレおよび第134条の規定は、関係議会の議員の過半数が出席し、投票の3分の2の多数で可決される。

「2 第1項の法律は、ブリュッセル首都地域圏議会に関して追加の多数条件を定める。

3 法律をもって、ドイツ語共同体議会によりデクレで規律される同議会の選挙、構成および運営に関する事項を指定する。このデクレは、同議会議員の過半数が出席し、投票の3分の2の多数で可決される。

4 第1項および第3項の法律をもって、それぞれ自らに関して、場合に応じてデクレまたは第134条の規定により決定する共同体および地域圏議会に対し、立法期の期間および選挙日を決定する権能を、場合に応じて委任することができる。このデクレおよび第134条の規定は、第1項および第3項に定められた多数で可決される。

経過規定

第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、2014年欧州議会選挙後、§2第4項の発効日を決定する。この日は、第46条第6項および第65条第3項の発効日と一致するものとする。」

第119条（兼職禁止）

「共同体または地域圏議会の議員職は、下院議員のそれと両立しない。この他に、第67条§1第六号および第七号の上院議員の職と両立しない。

経過規定

本条は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、以下の規定が適用される。

共同体または地域圏議会の議員職は、下院議員のそれと両立しない。この他に、第67条§1第一号、第二号、第六号および第七号の上院議員の職と両

立しない。」

§ 2 共同体および地域圏政府

第123条（政府の構成および運営、建設的自立）

§ 1 法律をもって、共同体および地域圏政府の構成および運営を規律する。ドイツ語共同体政府に関する場合を除き、この法律は第4条最終項に定められた多数で可決される。

§ 2 1 第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、議会により、それぞれ自らに関して、場合に応じてデクレまたは第134条の規定により規律される、「ブリュッセル首都地域圏政府」、フランス語共同体政府、ワロン地域圏政府、フラマン語共同体政府の構成および運営に関する事項を指定する。このデクレまたは第134条の規定は、関係議会の議員の過半数が出席し、投票の3分の2の多数で可決される。

「2 第1項の法律をもって、ブリュッセル首都地域圏議会に関して追加多数の条件を定める。

3 法律をもって、ドイツ語共同体議会によりデクレによって規律される同政府の構成および運営に関する事項を指定する。このデクレは、議会の議員の過半数が出席し、投票の3分の2の多数で可決される。」

第2節 権能

§ 3 特別規定

第135条の2（ブリュッセル首都地域圏の追加権限）

「第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、ブリュッセル首都二言語地域のために、ブリュッセル首都地域圏に対し、第127条§1第1項一号の事項およびこの事項に関して同項三号において共同体に割り当てられていない権能を付与することができる。」

第5章 憲法裁判所、権能抵触の予防および解決

第二節 憲法裁判所

第142条 (憲法裁判所)

1 ベルギー全国のために、憲法裁判所を設置する。その構成、権能および運営は、法律をもって決定する。

2 憲法裁判所は、判決をもって、以下について判断を下す。

一 第141条の抵触

二 法律、デクレまたは第134条の規定による第10条、第11条および第24条違反

三 法律、デクレまたは第134条の規定による法律の決定する憲法条文違反

3 憲法裁判所は、法律が指定する全ての機関、利害を証明する全ての者または、前提問題として、全ての裁判機関により提訴されることができる。

「4 憲法裁判所は、決定をもって、第39条の2の各住民投票について、その実施前に、法律により定められた条件および態様に従い、判断を下す。

5 法律をもって、法律が決定する場合かつ条件および態様に従い、憲法裁判所に対し、下院選挙費用の統制に関して議院またはその機関の決定に対しなされた訴えについて、判決の方法により、判断を下す権限を付与することができる。」

6 第1項、第2項三号「および第3項から第5項」の法律は、第4条最終項に定められた多数で可決される。

第三節 利害対立の予防および解決

第143条 (連邦への忠誠)

§ 1 それぞれの権能行使において、連邦国、共同体、地域圏および合同共同体委員会は、利害対立を避けるために、連邦への忠誠を遵守して行動す

るものとする。

§ 2 上院は、法律、デクレまたは第134条の規定をもって立法を行う議会の利害対立に関して、第4条最終項に定められた多数で可決される法律が定める条件および態様に従い、理由を付した意見をもって、決定を下す。

§ 3 第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、連邦政府、共同体および地域圏政府ならびに合同共同体委員会合同執行部の間の利害対立を予防し、解決する手続を設ける。

「§ 4 § 2および§ 3の手続は、法人税額算出の課税要件、課税率、課税除外またはその他の要素に関する連邦国の法律、アレテ、規則、行為および決定には適用されない。」

経過規定

利害対立の予防および解決に関して、1980年8月9日制度改革普通法が適用される。ただし、同法は、§ 2および§ 3の法律によらなければ、廃止され、補完され、修正されまたは代替されることができない。

第6章 司法権

第144条（司法権の権限）

1 私権を対象とする争訟は、裁判所の専属管轄とする。

「2 ただし、法律をもって、法律が決定する態様に従い、コンセイユ・デタまたは連邦行政裁判所に対し、その決定の私法上の効力について判断する権限を付与することができる。」

第151条（裁判官の独立他）

§ 1 1 裁判官は、その裁判権の行使において独立している。検察官は、個人の捜査および訴追の行使において独立している。ただし、訴追を命じ、捜査および訴追政策を含む刑事政策について強制力ある指令を発する権限を

有する大臣の権利を損なってはならない。

「2 第1項の大臣を通じて、共同体および地域圏政府は、これに加えて、それぞれ自らに関して、その権能に属する事項において訴追する権限を有する。第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、この権限行使の態様を定める。

第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、共同体および地域圏の、その権能に属する事項において、第1項の指令の作成および安全政策の策定への参加ならびに、同一の事項について、検事長会議へのそれらの代表の参加を定める。」

§ 2 以下略

第157条の2 (ブリュッセル司法区の特例)

「ブリュッセル司法区内での裁判に関する言語使用に係わる改革の本質的要素ならびに検察局、その所在地、管轄に関する付随的側面は、第4条最終項に定められた多数で可決される法律によらなければ改正されることができない。

経過規定

法律をもって、本条の発効日を定める。この日は、ブリュッセル司法区改革を定める2012年7月19日法の発効日と同一とする。」

第7章 コンセイユ・デタおよび行政裁判所

第160条 (コンセイユ・デタ)

1 ベルギー全国のために、コンセイユ・デタを設置する。その構成、権能および運営は、法律をもって決定する。ただし、法律をもって、法律が定める原則に従い手続きを規律する権限を国王に付与することができる。

2 コンセイユ・デタは、行政裁判所として判決をもって判断を下し、法

律により決定された場合に意見を述べる。

「3 本項と同一日に発効するコンセイユ・デタ行政訴訟部総会に関する規定の改正は、第4条最終項に定められた多数で可決される法律によらなければ、これを行うことができない。

経過規定

本条は、2012年10月14日に発効する。」

第8章 州および市町村の制度

第162条（州および市町村制度）

- 1 州および市町村の制度は、法律をもって規律する。
- 2 法律をもって、以下の原則の適用を確立する。
 - 一 州および市町村議会議員の直接選挙
 - 二 州および市町村議会への州および市町村の利益となるすべてを処理する権限の付与。ただし、法律が決定する場合および方法に従い、その行為への〔監督機関の〕承認を必要とする場合を除く。
 - 三 州および市町村機関への分権化
 - 四 法律の定める枠内での州および市町村議会の審議の公開
 - 五 予算および決算の公開
 - 六 法律違反または一般利益侵害を防止するための監督権または連邦立法権の介入

「3 超市町村団体は、第134条の規定により規律される。この規定をもって第2項の原則の適用を確立する。第134条の規定をもって、欠かせないと思われるその他の原則を定めることができる。この場合に、関係議会の議員の過半数が出席し、投票の3分の2の多数で可決との条件を付すことができる。第159条および第190条は、超市町村団体のアレテおよび規則に適用される。」

4 第4条最終項に定められた多数で可決される法律の執行において、デクレまたは第134条の規定をもって、「いくつかの州、超市町村団体または市町村」が友好関係を結びまたは連合する条件および方法を規律する。ただし、「いくつかの州議会、超市町村団体議会または市町村議会」が合同で審議することは許されない。

第IV編 国際関係

第167条 (国際関係の指揮、条約締結権)

§ 1 1 国王は国際関係を指導する。ただし、憲法または憲法に基づき定められた法律によりその権能に属する事項のために、条約の締結を含む国際協力を行う共同体および地域圏の権能を阻害してはならない。

2 国王は、軍隊を指揮し、戦争状態および交戦終了を確認する。国王は、国家の利益と安全が許す限り直ちに、適当な書面を付して、その旨を両議院に通知する。

3 如何なる領土の割譲、交換、併合も法律によらなければ、これを行うことができない。

§ 2 国王は条約を締結する。ただし、§ 3の事項に関するものを除く。
「この条約は、下院の承認を経た後でなければ効力を有しない。」

§ 3から § 5 省略

「経過規定

§ 2 後段は、2014年の共同体および地域圏議会総選挙の日に発効する。この日まで、§ 2の条約は、両議院の承認を経た後でなければ効力を有しない。」

第168条の2 (旧ブラバン州住民の利益保障)

「1 欧州議会選挙のために、法律をもって、旧ブラバン州のオランダ語

系住民およびフランス語系住民の正当な利益を保障するための特別の態様を定める。

2 この特別の態様を定める規定の改正は、第4条最終項に定められた多数で可決される法律によらなければ、これを行うことができない。

第V編 財政

第170条（租税民主主義）

§ 3 いかなる負担、いかなる課税も、その議会の議決によらなければ、州「または超市町村団体」により課されることができない。

第180条（会計検査院）

「4 法律をもって、会計検査院に対し、共同体および地域圏並びにこれに従属する公益組織の予算または会計の統制を委ねることができる。同法はまた、デクレまたは第134条の規定がこの統制を規律することを容認しうる。ドイツ語共同体に関するものを除き、この法律は第4条最終項に定められた多数で可決される。

5 追加任務が、法律、デクレまたは第134条の規定により、会計検査院に付与されることができる。同院の同意に基づき、デクレまたは第134条の規定をもって、この任務行使に係わる同院の報酬を決定する。いかなる報酬も、本項の発効前に、共同体または地域圏のために会計検査院によってなされた任務について、請求されることがない。」

第VIII編 憲法改正

第195条（改正手続）

1 連邦立法権は、ある憲法規定を示して改正の余地があると宣言する権利を有する。

- 2 この宣言後、両議院は当然解散される。
- 3 第46条に従い、新たな両議院の招集が行われる。
- 4 この両議院は、国王との合意により、改正に付された点について判断を下す。

5 この場合に、両議院はおおのその総議員の少なくとも3分の2が出席していなければ、審議を行うことができない。また、いかなる改正も少なくとも投票の3分の2の多数によらなければ、可決されることができない。

「経過規定

1 ただし、2010年6月13日の両議院総選挙後に成立する両議院は、国王との合意により、専ら下記に示された意味において、以下の規定、条文および条文の集合の改正について判断を下すことができる。

一 第5条Ⅱ項、第11条の2、第41条Ⅴ項、第159条および第190条。市町村法、市町村選挙法、社会保障公共センター組織法、州法、選挙法典、州選挙組織法および両議院並びに州議会同日選挙組織法、知事職に関する法の改正を定める1988年8月9日法の現行特別規定を損なうことなく、州に対する地域圏の自治の完全な行使を確保し、また憲法で用いられている「州」という用語の意味を制度的意味以外では管轄地的意味に限定するため。

二 第23条。家族手当に対する権利を保障するため。

三 第3編。選挙予定日から1年未満の選挙法改正を禁じる規定を挿入するため。

四 第43条§1、第44条Ⅱ項、第46条Ⅴ項、第69条、第71条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条および第168条。二院制改革を実行し、下院に残余立法権を委ねるため。

五 第46条および第117条。連邦議会選挙が欧州議会選挙と同日に行われることならびに解散の場合に、新たな連邦立法期の期間がこの解散後に行われる欧州議会選挙日を超えないことを定めるため、および第4条最終項に定

められた多数で可決される法律をもって、共同体および地域圏に、特別デクレまたは特別オルドナンスにより、その議会の立法期の期間を定めならびにその議会の選挙日を決定する権限を委ねること、および第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、選挙に関する本号の新たな規定の発行日を決定することを定めるため。

六 第63条 § 4。下院選挙について、法律をもって、旧ブラバン州のオランダ語系住民およびフランス語系住民の正当な利益を保障するための特別な態様を定めること、ならびにこの特別な態様を定める規定の改正は第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもってしか行われなければならないことを定める項を加えるため。

七 第Ⅲ編、第4章、第Ⅱ節 § 3。第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、ブリュッセル首都二言語地域のために、ブリュッセル首都地域圏に、第127条 § 1、1項一号の事項および一号の事項に関して三号において共同体に割り当てられていない権能を付与することを可能にするための条文を挿入するため。

八 第Ⅲ編、第4章、第Ⅱ節、 § 3。第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、自治体間の強力手続きの簡略化を可能にするため。

九 第143条。法人税額算定の課税要件、課税率、課税除外もしくはその他の要素を変更する法律または連邦権力の決定に対する利害対立手続を除外する節を加えるため。

十 第Ⅲ編、第6章。ブリュッセル司法区内での裁判に関する言語使用に係わる改革の本質的要素および検察局、所在地、管理に関する要素の改正は、第4条最終項に定められた多数で可決される法律によらなければ行われないとする規定を挿入するため。

十一 第144条。コンセイユ・デタ、および万一の場合には、連邦行政裁判所が、その決定の私法上の効力について判断を示すことができることを定

めるため。

十二 第151条 § 1。共同体および地域圏が、その権能に属する事項において、訴追を命じる権限を、その即時執行を確保する連邦法務大臣を通じて、有すること、ならびに第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもって、共同体および地域圏が、その権能に属する事項において、検事の捜査および訴追政策ならびに刑事政策の強制的指令、検事長会議への参与、統合安全および国家治安計画の基本評価について、定めることを可能にするため。

十三 第160条。コンセイユ・デタ行政訴訟部総会の新たな権能および審議方法の変更は、第4条最終項に定められた多数で可決される法律によらなければ行われることができないと定める項を加えるため。

十四 第四編。欧州議会選挙について、旧ブラバン州のオランダ語系住民およびフランス語系住民の正当な利益を保証するため特別の態様を定めること、ならびにこの特別の態様を定める規定の変更は、第4条最終項に定められた多数で可決される法律をもってしか行われることができないと定める条文を加えるため。

十五 第180条。デクレまたは第134条の規定により立法を行う議会が、会計検査院に、場合によっては報酬を支払って、任務を委ねることができると定めるため。

2 議院は、これを構成する議員の少なくとも3分の2が出席しない限り、1項の諸号について審議することができず、いかなる変更も投票の少なくとも3分の2の多数によらなければ可決されることがない。

3 本経過規定は、第195条2項の意味での宣言ではない。」

第Ⅸ編 発効および経過規定

第Ⅱ条 …廃止

第Ⅳ条 …廃止

第Ⅴ条 …廃止

第Ⅵ条 § 1、§ 2、§ 4、§ 5 …廃止

(注)

- * 1 第6次国家改革の背景については、拙稿「ベルギーの政変（2010年－2011年）について－その憲法問題点を中心に－」福岡大『法学論叢』、56巻4号、p. 363－413、2012年3月を、第6次国家改革の概要については、拙稿「ベルギーの第6次国家改革（2012－14年）と連邦化のゆくえ」憲法理論叢書、24号、2016年10月を参照されたい。
- * 2 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』第4版、有信堂、2009年6月、p. 415－445.